

東海市条例第2号

東海市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東海市職員の給与に関する条例（昭和44年東海市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第15条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第15条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項中

「

382,500	394,300
382,900	394,600
383,300	394,800
383,600	395,000

」

を


」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、その属していた

職務の級が行政職給料表（一）の4級又は5級であり、かつ、その受けていた号給が94号給以上であった職員（市長が定める職員を除く。）の施行日における号給は、93号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 前項に規定する職員であって、施行日の前日から引き続き行政職給料表（一）の適用を受けるもののうち、当該職員の受ける給料月額が同日において当該職員が受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 施行日以降に新たに行政職給料表（一）の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。